

令和 6 年度浦添市観光振興計画改定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

平成 30 年度に策定した浦添市観光振興計画が令和 7 年度で期間満了となることに伴い、現計画の評価・検証と、計画改定に向けた基礎調査等を行い、効果的な観光施策等を展開することを目的とし、観光振興計画改定業務委託の受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項について定めるものとする。

2 業務概要（業務委託概要）

別添の令和 6 年度浦添市観光振興計画改定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 業務委託の期間

契約締結の日の翌日から令和 7 年 3 月 14 日まで

4 契約限度額

11,902,000 円（消費税及び地方消費税込み）

5 提案内容範囲

本事業の主な内容は浦添市の観光振興計画改定に向けた、調査・支援業務である。

現浦添市観光振興計画が令和 7 年度で期間満了となることに伴い、令和 6 年度は、現計画の検証、現状把握のための調査分析、総合的支援業務を行うこととし、この調査結果等を踏まえて、令和 7 年度に「浦添市観光振興計画」の改定業務を実施する予定である。

6 応募資格要件等

一次審査を通過しプロポーザルに参加できる者は、業務委託を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人であって、以下の①から⑪までの条件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- ④ 企画提案書応募申込書の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの期間において浦添市及び他の官公庁契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- ⑤ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑦ 労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の制度があること。
- ⑧ 当該業務の見積額が契約限度額内であること。
- ⑨ 別添「仕様書」に定める内容を遂行できること。
- ⑩ 過去５年間に国又は地方公共団体と同規模かつ類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
- ⑪ 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。
なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての構成員が①～⑦の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者全体で⑧～⑩の要件を満たす者であること。

7 応募の手続

(1) 募集要領等の掲載

- ア 掲載期間：公告の日から令和６年６月１４日（金）１７時
- イ 入手方法：浦添市ホームページからダウンロード

(2) 企画提案書等の提出について

- ア 提出期限：令和６年６月１４日（金）１７時
※提出期限後の提出については、受付いたしません。
- イ 提出書類：「８ 提出書類」に定める書類
- ウ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。持参の場合、休日を除く９時から１７時まで。郵送の場合は提出期限当日必着。
- エ 提出先：
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目１番１号 ５階
浦添市 市民部 経済文化局 観光振興課（担当：豊川）
TEL：(098) 876-1246
MAIL：kanko@city.urasoe.lg.jp

質問受付期間

- (1) 受付期間：令和６年６月７日（金）１７時まで

- (2) 質問方法：質問書【様式 5】を電子メールにより提出すること
- (3) 回答方法：質問の内容及び回答に関しては、浦添市 HP にて随時掲載

8 提出書類

- (1) プロポーザル参加申込書【様式 1】 ----- 1 部
 - (2) 企画提案書----- 8 部
 - (3) 実績書【様式 2】 ----- 8 部
 - (4) 会社概要【様式 3】 ----- 8 部
 - (5) 見積書（1 部は原本とし、残りは写し可。） ----- 8 部
 - (6) 定款又はそれに代わるもの----- 1 部
 - (7) 納税証明書-----各 1 部
- ※国税（法人税及び消費税及び地方消費税）、地方税（都道府県税及び市町村税）の滞納がないことを証明できるもの。地方税については、本社所在地に係るものに限る。
- (8) 厚生年金保険及び健康保険の加入証明書----- 1 部
 - (9) 雇用保険及び労働者災害補償保険の加入証明書----- 1 部
 - (10) 委託業務共同企業体協定書（複数の企業で申込の場合）【様式 4】 ----- 1 部

※（8）～（10）の各種証明書は 3 ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

9 企画書の作成要領

- (1) A 4 版（色刷り可）を基本とし、必要に応じて縦置き及び横置きを可とする。
- (2) 文章を補完するためのイラスト・イメージ図等の使用は可能とする。
- (3) 企画提案書は表紙・目次を除いて通し番号によるページを付すこととし、30 ページ以内にする。
- (4) 企画提案書は以下のア～ケの項目について、本業務委託仕様書に沿った企画提案をすること。
 - ア 実施体制・実績
 - イ 作業工程
 - ウ 現観光振興計画の検証
 - エ 上位計画及び関連計画等の整理
 - オ 来訪者の動態調査
 - カ 来訪者の静態調査
 - キ その他調査
 - ク 浦添市観光振興審議会等開催支援業務
 - ケ 観光振興の効果検証を行うための手法提案
 - コ 調査等の分析結果に基づく諸課題の整理

1 0 審査方法

(1) 一次審査

企画提案書およびその他提出資料について書類選考を行い、結果を全応募者に対して文書で通知する。

(2) 二次審査

企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、浦添市観光振興計画改定事業委託業務に係る受託者選定委員会（以下、選定委員会という）による審査を行う。詳細は「1 2 評価基準」のとおり。

1 1 二次審査の詳細

(1) 日時：令和6年7月3日（水）及び 令和6年7月4日（木）予定

(2) プレゼンテーション及び審査会

①発表時間：20 分以内

②質疑時間：10 分以内

プレゼンテーションは機材を使用するのではなく、企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととする。企画提案書提出後の内容変更や、企画提案書と異なる内容、当日の追加資料の配布を用いるなど、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、市から提出を求められた資料等については、この限りではない。

1 2 評価基準

評価項目	評 価 事 項
実施体制・実績	・業務遂行に十分な組織体制が整っていて、柔軟な対応は可能か。 ・業務の分担構成は明確であるか。 ・同種または類似する業務の実績はあるか。 ・市内に本社もしくは支店または営業所を有しているか。
作業工程	・業務スケジュールは効果的、効率的なものであり、業務を確実に遂行できるものか。 ・作業工程が具体的に計画され、実現性が高いものか。
現観光振興計画の 検証	現観光振興計画の達成状況について、市の現状を踏まえ、具体的な点検・評価が可能な提案であるか。
上位計画及び関連 計画等の整理	国・県・市策定の上位計画や関連計画を理解し、明確に整理する提案であるか。
来訪者の動態調査	・浦添市の来訪者の動向を分析するにあたり、有益な情報を収集し分析する提案であるか。 ・市の特性や現状を踏まえ、来訪者の移動動向等について効果的な調

	査・分析方法が示された提案であるか。
来訪者の静態調査	・来訪者の消費動向や満足度等について、仕様書の内容を的確に理解し、効果的な内容・数量の調査や明確かつ具体的な分析が示された提案であるか。
その他調査	観光振興計画改定に向け、効果的かつ具体的な内容・数量の調査が示された提案であるか。
観光振興審議会等 開催支援業務	審議会・専門部会開催に伴う資料・会議録の作成や事務局の支援及び庁内ワーキンググループ（作業部会、検討委員会）の支援を盛り込んだ提案であるか。
観光振興の効果検証を行うための手法提案	観光振興の効果検証を行うための「データ収集分析手法」、「成果指標設定方法」、「観光振興計画の進捗管理手法」について、効果的かつ実現可能な提案であるか。
調査等の分析結果に基づく諸課題の整理	・調査分析結果に基づき、本市観光の課題を明確に整理する提案であるか。 ・各種関連施策との整合性がとれており、調査分析業務の結果を活用した観光の理念・方向性を盛り込んだ提案であるか。

1.3 契約相手方の決定

- (1) 提案書及びプレゼンテーションの内容等を総合的に評価し、事務局で設定する最低基準点以上の評価を得たもののうち、点数が最も高い応募者を随意契約の相手方となる優先交渉権者とする。最高点の者が複数者いる場合は、選定委員会における合議により優先交渉権者を特定する。
- (2) 特定後、優先交渉権者と浦添市は、提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と交渉を行う。
- (3) (2)の結果、交渉が整ったときは、契約予定先として随意契約の手続きを行う。交渉が整わなかった場合は、次点の交渉権者を新たに優先交渉権者に特定し、改めて交渉を行う。
- (4) 契約予定者は、浦添市が指定する期日までに見積書を提出し、その内容について精査した上、契約を締結する。

1.4 審査結果の通知

審査結果は委託業者の特定後、提案者全員に審査結果通知書を発送する。優先交渉権者、次点交渉権者については、名称を浦添市公式ホームページに掲載する。審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じないものとする。

1 5 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルへの参加を認めないこと又は契約の締結の無効若しくは取り消しを行うことがある。

- (1) 提出書類の期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者、不備があった者。
- (3) 提出された「見積書」が契約限度額 11,902,000 円（消費税及び地方消費税込み）を超える金額内容であった者。
- (4) 選定委員又は当該プロポーザル関係者に対して、業者の選定や契約等に関わる不正な接触の事実が認められた者。
- (5) 実施要領に違反すると認められた者。

1 6 その他

- (1) 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の資料は返却不可とする。
- (3) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (4) 本業務委託の仕様及び実施条件については、別紙の仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上定めるものとする

1 7 委託候補者の選定に係るスケジュール（予定）

- (1) 実施要領等の配布期間
令和 6 年 5 月 27 日（月）から令和 6 年 6 月 14 日（金）まで
- (2) 質問受付期間
令和 6 年 5 月 27 日（月）から令和 6 年 6 月 7 日（金）まで
- (3) 参加申込書及び企画提案書の提出期限
令和 6 年 6 月 14 日（金）17 時必着
- (4) プレゼンテーション及び審査会の実施
令和 6 年 7 月 3 日（水）及び令和 6 年 7 月 4 日（木）予定
- (5) 選定結果の通知
令和 6 年 7 月 5 日（金） 予定

1 8 問い合わせ先

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号 5 階
浦添市 市民部 経済文化局 観光振興課（担当：豊川）
TEL：(098) 876-1246
MAIL：kanko@city.urasoe.lg.jp